

第 10 号議案

亀岡市湯の花温泉供給条例の一部を
改正する条例の制定について

亀岡市湯の花温泉供給条例（平成 9 年亀岡市条例第 9 号）の一部
を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和元年 6 月 3 日提出

亀 岡 市 長 桂 川 孝 裕

亀岡市湯の花温泉供給条例の一部を改正する条例

亀岡市湯の花温泉供給条例（平成 9 年亀岡市条例第 9 号）の一部
を次のように改正する。

別表第 2 を次のように改める。

別表第 2（第 16 条関係）

温泉料金

種別	基本使用量	基本料金	超過料金 (1 立方メートルにつき)	
営業用	50 立方メートル以下	5,500 円	50 立方メートル超	115 円
自家用	5 立方メートル以下	550 円	5 立方メートル超	115 円

メーター使用料

口径	使用料（1個1箇月につき）
13ミリメートル	110円
20ミリメートル	165円
25ミリメートル	220円
30ミリメートル	275円
40ミリメートル	385円

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の亀岡市湯の花温泉供給条例の規定は、令和元年11月1日以後の検針に係る使用料について適用し、同日前の検針に係る使用料については、なお従前の例による。

亀岡市湯の花温泉供給条例の一部を
改正する条例案要綱

- 1 温泉使用料について、消費税引上げに対応するため、所要の規定整備を図ること。
- 2 この条例の施行に関し、必要な経過措置を定めること。
- 3 この条例は、公布の日から施行すること。